

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(4月25日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

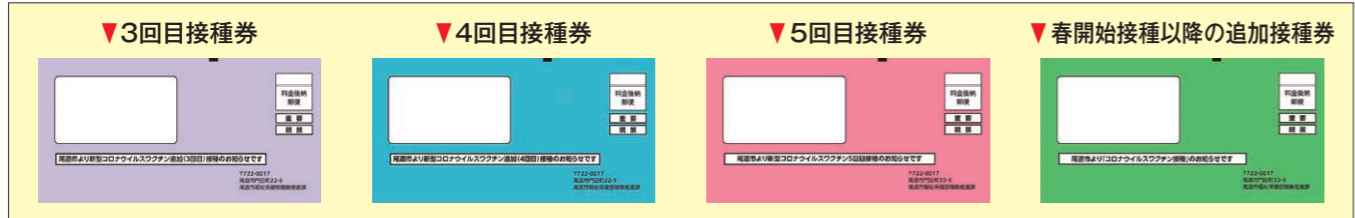
令和5年春開始接種について

実施期間	令和5年5月8日～8月31日	使用するワクチン	●オミクロン株対応2価ワクチン(ファイザー・モデルナ) ●従来株1価ワクチン(武田社(ノババックス))
対象者	初回接種(1・2回目接種)を完了した下記の人 ①65歳以上の人 ②5～64歳の人のうち基礎疾患等のある人、医療機関・高齢者施設・障害者施設等の従事者		
接種会場と予約方法	集団接種会場: Web予約(右のQRコード)か尾道市コールセンター(☎0570-001-297)で予約 個別医療機関: 各医療機関で直接予約		
接種券	※対象者②の人は要申請(電子申請、尾道市コールセンター(☎0570-001-297))		



これまでに届いた追加接種の接種券を使用していない人 → お持ちの接種券を使ってください。

届いた接種券をすべて使用した人 → 接種可能日頃に発送される接種券を使ってください。



【5～11歳】オミクロン株対応2価ワクチンの追加接種について

5～11歳の小児を対象に、オミクロン株対応2価ワクチンでの追加接種が始まっています。

対象者	初回接種を完了した5～11歳の人	接種会場と予約方法	個別医療機関: 各医療機関で直接予約
接種間隔	前回接種から3カ月		
接種券	これまでに届いた追加接種の接種券を使用していない人 → お持ちの接種券を使ってください。 届いた接種券をすべて使用した人 → 接種可能日頃に発送される接種券を使ってください。		



【12～64歳】令和5年春開始接種の対象ではない人へ

初回接種の完了後、令和5年秋開始接種(9月頃～)が始まるまで、追加接種はありません。詳細は決まり次第、広報のみちや市HP、市公式LINE等でお知らせします。
※初回接種(1・2回目、乳幼児は1～3回目)は、令和6年3月末まで引き続き実施予定です。(生後6カ月以上の人)

問い合わせ先	●接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など 尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30～17:15 ●副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など 広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 8:30～17:30	※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。 (☎0848-24-1966)
--------	---	--

(高齢者・障害のある人) バス優待乗車証等を郵送でお届けします

- 郵送先 住民登録されている住所のみ
- 対象・手続き等
- 前年度に券の交付を受けている人(障害のある人は、引き続き交付の対象者となる人)
前年度と同じ券を郵送 ※手続き不要。
※届いたものと異なる種類のを希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交換します。
- 今年度75歳になる人
バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキをお送りしています。
4月25日までに回答ハガキで
回答した人 ※手続き不要。
回答しなかった人 ※窓口での手続きが必要。
- 前年度に券の交付を受けていない人 ※窓口での手続きが必要。
新たに交付を希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交付します。

	高齢者	障害のある人
対象	今年度75歳以上になる人 (昭和24年4月1日以前に生まれた人)	○身体障害者手帳の第1種か1級の手帳をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳か、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ※手帳等によって交付できる券が違います。
時発	5月下旬予定	5月下旬予定
期交	6月上旬～令和6年3月29日(金) 9:00～16:30 (土・日・祝日を除く)	平日の9:00～16:30(年間通して随時)
※1②のいずれか一つ。	①おのみちバス優待乗車証 (※有効期限が、令和6年5月31日までの「クリーム色」の乗車証をお持ちの人は、そのまま使用してください。※「クリーム色」の乗車証をお持ちで、他の券に交換を希望する人は、5月31日(水)～6月30日(金)の期間のみ交換ができます。必ずお持ちの優待乗車証を返納して、交付を受けてください。) ②〇公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○バス・船舶共通利用券 ○タクシー利用助成券 ○入浴・あんま等助成券 } このうち2種類の組み合わせも可能。 ※それぞれの有効期間は1年間。	○おのみちバス優待乗車証 ○バス共通券 ○船共通券 ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゅう等施術料助成券 ※それぞれの有効期間は1年間。
※窓口で手続きが必要な人。	○本人確認できるもの(健康保険証等) ○印鑑(スタンプ印不可) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。(おのみちバス優待乗車証は6月30日(金)まで) ※高齢者福祉課が交付する券への交換は6月1日以降となります。
問い合わせ	高齢者福祉課 (☎0848-38-9137) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)	社会福祉課 (☎0848-38-9125) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

ご注意ください

- 交付された券は、本人以外には使用できません。他人に譲渡・使用させるなどの不正があったときは、回収します。
- 高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券しか交付できません。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
■日時・期間 場所 対象 内容 定員 料金 ファックス 持ち参物 締切
■申込方法 申込先 問い合わせ先 電話 FAX ホームページ